

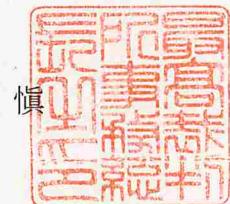
最高裁秘書第 5755 号

令和元年 12 月 12 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生が修習教材としての一般資料のうち、情報公開請求により開示される部分を個人使用目的で PDF 化した場合、どのような弊害が発生すると司法研修所が考えているかが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

2 月 26 日付け（同月 27 日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第 56 号

（担当）秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）